

東かがわ市

地域コミュニティ活性化基本計画

令和6年4月

香川県東かがわ市

目 次

1 地域コミュニティ活性化基本計画の背景	
1) 地域コミュニティ活性化基本計画とは 1
2 基本計画の理念	
1) 現状と課題 1
2) 基本方針 2
3 地域コミュニティ協議会への支援方針	
1) 人づくり支援 3
2) 体制づくり支援 4
3) 拠点づくり支援 5

1 地域コミュニティ活性化基本計画の背景

1) 地域コミュニティ活性化基本計画とは

地域コミュニティ活性化基本計画(以下「計画」という。)は、市民の自発的かつ主体的な取組による持続可能な地域活動により、地域の課題を地域で解決する協働によるまちづくりを推進し、その実現に向けて取り組むために、東かがわ市地域コミュニティ活性化推進条例(平成 27 年東かがわ市条例第 16 号。以下「条例」という。)第4条第2項の規定に基づき策定されています。

本計画の中で、本市が目指す地域コミュニティ活性化を推進するために、地域コミュニティ協議会に対する支援の基本的方針をまとめています。

2 基本計画の理念

1) 現状と課題

(1) 本市の現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」によると、本市の 2050 年(令和 32 年)の人口は約 13,500 人、65 歳以上人口は約 7,500 人(高齢化率 55.3%)※1 になると予想されており、人口減少や少子・高齢化が一層進むことが予想されています。

こうした状況で、持続可能なまちづくりを展開するためには、人口減少対策と将来の人口減少に適応したまちづくりが重要になります。

これらの課題解決のためには、「自助・共助・公助」の役割分担を明確にし、市民と行政が協働してまちづくりを行うことが必要です。

※1「令和 4 年香川県人口移動調査報告(年報)」によると、本市の令和 4 年 10 月 1 日現在の

人口は 27,139 人、65 歳以上人口は 11,777 人、高齢化率は 43.7%となっています。

(2) 地域における現状と課題

地域の現状として、若者の流出、少子・高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者が増加し、地域社会の希薄化、自治会加入率の低下の傾向が見られます。

現在、地縁の互助組織として、自治会が地域活動の重要な役割を担っています。しかしながら、地域活動が活発な自治会がある一方、人口減少や少子・高齢化により、活動の担い手や加入者の減少などにより、活動が困難となる自治会も見受けられます。また、今後想定される様々な課

題への対応において、自治会単位の活動では十分に対応できない場合も考えられます。

こうした背景の中で、地域コミュニティ協議会の重要性が高まり、地域コミュニティ協議会が設立されています。

一方、地域コミュニティ協議会の設立が進む中で、中心メンバーの高齢化による担い手育成の問題や広範な住民参加の促進など様々な課題が顕在化しています。

これらの課題を解決するために、地域コミュニティに対する支援の基本的方針が必要となっています。

2) 基本方針

本市では、人口減少対策に取り組むと同時に、人口減少に適応した持続可能なまちづくりを行うため、地域コミュニティを中心に地域と行政との協働により、地域の課題解決やまちづくり活動を展開することを重要施策の1つと位置付けています。

地域の課題を地域で解決するためには、多くの地域住民が参画し、地域コミュニティ協議会を中心とした活発な地域コミュニティの活動体制を構築することが重要です。そのため、地域コミュニティ協議会への支援を行います。

(1) 地域の範囲とは

本計画における地域の範囲は、おおむね市内全域を指します。

なお、地域の範囲は、文脈によって旧町単位や旧小学校区単位のようなもう少し狭い範囲を指すこともあります。また、広い範囲を指す場合もあり、その際にはさぬき市、高松市を含むこともあります。

(2) 地域コミュニティとは

条例において、地域コミュニティとは、市の区域内における地域の住民相互のつながりを基礎とする地域社会と定義しています。人間社会において自ずと発生する地域的領域であり、単なる個別の機能組織体の集積ではなく、共同生活や共同感情があり、それらを生み出す母体のようなものです。つまり、居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会であり、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ者によって構成される共同体を指します。

なお、本市が想定する地域コミュニティの区域は、おおむね旧小学校区を単位とします。

(3) 地域コミュニティ協議会とは

条例において、地域コミュニティ協議会とは、地域活動を総合的かつ主体的に担うことを目的とし、かつ、当該地域の住民、自治会、各種団体、法人等により構成され、自律的な運営が行われる団体と定義しています。市長が、別に定める規則に基づき認定します。

(4) 地域コミュニティ協議会の認定

1つの地域コミュニティのエリアに、1つの地域コミュニティ協議会を認定するものとします。

(5) 認定した地域コミュニティ協議会への支援

地域コミュニティの課題解決のため、人づくり、体制づくり、拠点づくりに対して、地域の実情に合わせた支援を行います。

3 地域コミュニティ協議会への支援方針

1) 人づくり支援

(1) 市民の自治意識の醸成

市民向けの研修会や講演会の開催、地域活動への参加を推進することにより、「自主自立」の精神を高め、「地域の課題は地域で解決する」という住民自治への意識を醸成します。

(2) 担い手の育成支援

地域の担い手の育成を支援します。先進事例を学ぶ機会や研修機会を設け、実際の地域活動を通して、リーダーシップを備えた地域の担い手の育成を支援します。

地域活動に関わるきっかけづくりとして、世代間交流の促進を支援し、若年世代、子育て世代、勤労世代に向けた意識啓発、市ホームページや広報などを活用した地域コミュニティ協議会に関する情報発信を支援します。

世代を問わず過度な負担を感じないように、地域住民のライフステージに応じた多様な関り方による地域活動への参加促進を支援します。

(3) 職員の地域活動参加の奨励

職員が地域住民の一人として、地域活動に積極的に参加することを奨励します。地域活動の情報提供を行い、研修会や講演会を開催するなど地域との協働によるまちづくりの重要性と地域活動への参加意識向上を図ります。

(4) 高齢者の知識や経験を次世代に伝える活動支援

高齢者の知識や経験、リーダーシップを次世代に伝える活動を支援します。

地域の歴史や文化などに詳しい高齢者が、子どもや若者ととともに地域の歴史や文化を次世代に伝える活動を支援します。

2) 体制づくり支援

(1) 地域コミュニティ協議会の設立支援

地域コミュニティ協議会の組織づくりを支援します。

市内全域において、地域コミュニティ協議会が設立できるよう、職員による出前講座の実施や設立に必要な手続き、運営に関する助言など技術的な支援をします。

(2) 地域コミュニティ協議会の運営支援

地域コミュニティ協議会の運営を支援します。

地域の状況に応じて、会計や労務、税務などの実務についての相談対応や事務処理、事業実施のプロセスに関する知識やノウハウの情報提供など技術的な支援をします。

(3) 地域の課題を地域で解決する活動支援

地域コミュニティ協議会や行政、関係機関等が協力し、地域の課題を地域で解決する活動や地域活性化の活動を推進します。

地域コミュニティ協議会が地域の将来像や課題解決に向けた具体的なロードマップ(将来ビジョンと事業計画)を策定する場合は、地域住民の意見やニーズが反映されたロードマップの策定及びその実現に向けた技術的な支援をします。

地域住民の合意に基づいた意思決定により、地域活動に対する理解と支持が得られ、地域住民の協力を促進し、効果的な合意形成が進められるように、ワークショップ手法の活用など合意形成のプロセスを支援します。

(4) 地域コミュニティ協議会の財政支援

地域コミュニティ協議会による地域活動を促進するため、地域コミュニティ協議会が主体的に行う地域活動などに必要な経費に対する財政支援制度を創設し、財政的に支援します。

(5) 地域コミュニティ協議会間の連携強化支援

市内の地域コミュニティ協議会によって構成される「地域コミュニティ連絡協議会」の創設により、地域コミュニティ協議会間の連絡調整や情報共有など相互理解と連携を支援します。

参加者同士の交流促進や各地域での取組事例を共有し、地域の課題について考える機会として、市内の地域コミュニティ協議会が一同に会する交流会を開催するなど地域コミュニティ協議会間の連携強化や情報共有を支援します。

(6) 地域コミュニティ協議会に関する情報発信の支援

地域コミュニティ協議会の活動や地域の魅力を広く知ってもらうため、地域コミュニティ協議会において、情報発信のツールであるホームページ構築、広報物の制作や運営を支援します。

3) 拠点づくり支援

(1) 活動拠点の整備

地域コミュニティ協議会がより効果的に地域活動を行い、世代間交流を深め、地域活性化に寄与する環境を整備するために、地域コミュニティエリアに地域コミュニティ協議会の活動拠点となるコミュニティセンターや設備等を整備します。

(2) コミュニティセンターの管理運営

地域活動の拠点となるコミュニティセンターの管理運営は、地域の実情に対応した施設運営ができるよう、原則として、地域コミュニティ協議会に指定管理者制度を活用してコミュニティセンターの管理運営を委託することを推進します。

指定管理者制度のメリットや運用方法についての説明を行い、導入に際しての手続きや書類作成、管理方法のアドバイスなど技術的な支援をします。